

1・流出防止対策

(イ) 土堰堤を設置し土砂等の流出を防止する。

(ロ) 法面安定確保のため、安定設計基準により直高 5M 毎に小段を設け、法面勾配は 35 度以下にする。(1:2.0)

2・悪臭防止

埋立処分、覆土を行い対処する。

3・火災防止

巡回点検を実施し防止に努める、又、消火器を設置する。

4・ねずみ、はえ、か、その他害虫

生活系廃棄物は持ち込まない。

5・立入禁止

処分場出入口には、施錠できる門扉を設ける。

6・埋立法面の処理

埋立法面には表面水排除のため、U字フリューム管を布設する、又、人工張芝を施工して緑化保護する。

7・埋立平坦地面の処理

埋立仕上げ面は、杉、檜等を植えて造林し、生活環境に支障の無い様に措置する。

8・点検、検査項目および頻度

(イ) 出入口扉の施錠 毎日点検

(ロ) 飛散、流出の状況 毎日点検

(ハ) 水質検査 (箇所は排水経路図に示す)

<埋立処分期間中>

(地下水、浸透水の検査)

検査箇所：埋立地の上下流側の検査専用井戸の地下水、埋立地下集水暗渠浸透水計 3 検体。

検査項目：地下水環境基準 23 項目・生活環境基準 12 項目 (内 6 項目は重複により除外) 計 29 項目。

検査時期・回数：毎年 9 月下旬～10 月中旬の間に 1 回。

(浸透水の検査)

検査箇所：埋立地下集水暗渠浸透水を埋立末端で採取する。

検査項目：生活化学的酸素要求量 (BOD) のみ 1 項目。

検査時期・回数：毎月 1 回 (但し前項の検査月については重複により除外) 年 11 回。

<埋立処分閉鎖後>

検査項目：前記 (浸透水の検査) と同じ。

検査項目：同上

検査時期・回数：3 ヶ月に 1 回、廃止基準を満足すると認められるまで。

9・調整池の維持管理

調整池 (溜池) の維持管理責任は一切当社が有し、堆積土砂の排除を行い、周辺地域への影響等請じないよう管理を行う。

10・記録の保管

管理者捺印のうえ、処分場廃止まで保管する。